

時の政治状況を意識した行政、農業団体の公式見解と彼らの本音。建て前の言葉に振り回されない農業経営者のための農政展望として、一般紙経済部記者にメディアにのらない霞ヶ関(農水省)・大手町(JA)の陰の声を報告してもらう。

動き出した農業基本法見直し

幅広い議論が成否のカギ

基本法見直しに対して農水省は

戦後農政を支えた農業基本法の見直し気運が高まっている。全国農業協同組合中央会(全中)など関連団体や、自民党社会党などの農林議員、生協などが水面下で見直しに向けて動き始めている。これに対し農水省は「まず国民的な盛り上がりが必要」として動きを静観している。同省側の本音としては「まだまだ動きが鈍い」(同省幹部)といったところ。全面的な改正に繋がるかどうかは、今後の世論動向にかかっているようだ。

基本法見直しが公式に表明されたのは、昨年8月に首相の諮問機関である農政審議会がまとめた報告「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」。報告では、基本法に関して一項目を設け

- ①農工間格差の是正、農作物の選択的拡大、規模拡大、自立経営
- ②食料の供給、食品流通加工など「食料」という視点の導入

③新政策の農政推進上の位置付け

④農業・農村の多面的機能の評価などの観点から「改正の要否も含め検討すべき」とし、改正に向けて事実上の宣言を下した。

農政審報告を受けて、政府が同10月に策定した「ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱」でも「農業基本法に代わる新たな基本法の制定に向けて検討に着手する」と述べており、改正への流れが定着化した。

動き出した全中

こうした政府側の動きに呼応して、徐々にだが全中も内部での検討を開始した。首脳によれば、全中は食料・農業・農村を見据えた基本法の策定を求める方向。具体的には第1条には

- ①食料の確保と国内農業のあり方
 - ②人口の急激な増加や砂漠化の進展などによる国際的な食料事情
- などを踏まえ国内農業の基本的役割(安

全な食料の安定供給)と多面的役割(国土・環境保全、地域社会の維持)を明示し要求する。

また、第2条には、政策的枠組みと自給率の目標も示すことが必要という。さらに「日本型直接所得補償(デカップリング)につながるような条文」(同首脳)も求めていく方針だ。

全中ではすでに、生協など消費者団体などと連絡を取り合っている一方、豊田計会長が経団連の豊田章一郎会長とも非公式な定期協議を開催するなど、水面下の動きを進めている。

また、与党議員たち約200人で組織する「水と緑と食料を守る議員連盟」も、「食と農と環境を考える国民会議的なもの」(関係者)を設置する方向で内部調整を進めており、近く対応を協議する見込みだ。

突き破るべき壁は厚く

こうした動きに対して、農水省内部か

らは「まだまだ不十分」との見方が出ている。もともと新政策は、当時の近藤元次農相が「基本法農政の見直し」を掲げスタートを切ったものの「見直しに至るまではエネルギーが足りず」(農水省幹部)に終わった経緯がある。農水省には、この失敗を繰り返したくないという思いがあり、行政の主導だけで見直し議論を始めれば、現行法の改正や新法の制定は困難と判断している。

さらに、見直し議論を難しくしているのが、基本法見直しの際に焦点となる農業・農村の公益的機能の評価だ。農業・農村の公益性は、当然ながら農政審報告で触れているほか、次期全国総合開発計画のもとになる国土庁の国土計画基本問題懇談会報告でも、中山間地域に限定しながらも「これら地域の有する公益的機能と維持管理のために必要な費用とを適切に評価し、総合的判断の上立った施策の展開が求められる」などと評価している。

しかし、水田の水資源かん養効果についてみても、建設省が「農水省が公表している効果はない。ほとんど嘘だと思っている」(担当首)と主張するなど、見直しに向けての壁は多い。

昭和36年に制定された現行基本法は、生産者だけでなく経済界や官界、政界など幅広い議論の中で誕生している。今回の見直しでも、こうした議論が不可欠となっている。全中は「日本の農業・農村をどうするか議論したい」(首脳)という姿勢を見せている。こうした姿勢がどこまで幅広くできるかが、見直しのカギとなっている。